

令和2年10月27日

公益社団法人日本診療放射線技師会 御中

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について

標記について、別添のとおり都道府県労働局長宛て通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに、関係者へ周知いただきますようお願いいたします。